



長井出張所通信 平成28年5月②

発行者：国土交通省 山形河川国道事務所 長井出張所
〒993-0002 山形県長井市屋城町4-39
TEL: 0238-88-2310/FAX: 0238-84-1142
<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/nagai/>

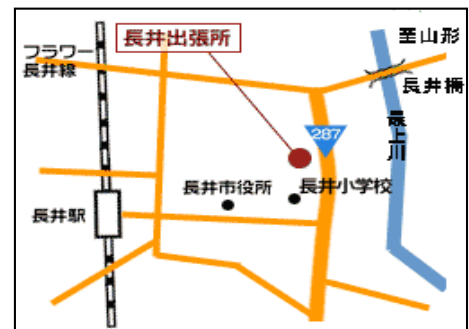
最上川(長井市、白鷹町)と
置賜白川(長井市)の
維持管理を担当しています。

刈草を無償で提供します

長井出張所では、堤防の崩れや亀裂などの損傷の早期発見、安全性を保つことを目的に堤防除草を行っています。堤防除草で発生した刈草は、毎年地域の皆様に無償で提供し、家畜の飼料等に利用していただき大変好評を得ております。ぜひ一度活用してみませんか？

刈草提供の申込みについて

- 受付・提供期間／ 6月上旬開始
※なくなり次第終了となりますのでご了承ください。
- 提供区間／ 最上川 白鷹町菖蒲～長井市伊佐沢
置賜白川
※提供場所については、申込みの際にご確認ください。
- 申込方法／ 印鑑を持参の上、長井出張所までお越し下さい。
申込書に必要事項をご記入いただき受付します。
(次ページの申込書に押印して持参していただいても構いません。)
- 提供方法／ 提供場所から各自で積み込み・運搬をお願いします。
- 注意点／ 3ページ目に注意事項を掲載しています。
よくお読みいただいて申込・利用をお願いいたします。
- 申込み・問合せ／ **長井出張所**
〒993-0002
長井市屋城町4-39
☎0238-88-2310



※提供前のイメージ(過年度の写真)

刈草提供申込書

申込月日	平成 年 月 日
住 所	
氏 名	
連 絡 先	()
提供希望量	梱包ロール _____個分 又は 軽トラック _____台分
利用目的	家畜の飼料 ・ 敷ワラ ・ 堆肥 ・ その他 ()
積込方法	人力 ・ 機械 ・ その他 ()
運搬方法	軽トラック ・ 2 tトラック ・ 自家用車 ・ その他 ()
その他	

引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施して下さい。(国土交通省は一切の責任を負えません)

また、引き取った刈草は、違法行為(不法投棄、転売等)ないように責任をもって管理し、上記申し込み事項及び注意事項に基づき有効利用することを確約します。

国土交通省 東北地方整備局

山形河川国道事務所

出張所長 殿

氏 名 : _____ 印

【個人情報の保護】

上記申込書で得た個人情報は刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。(山形河川国道事務所)

〈刈草提供注意事項〉

1. 提供の方法

- ・刈草提供申込書に必要事項をご記入の上、次の担当出張所に持参願います。
また、提供する刈草の場所は調整の上、担当出張所より指定いたします。
なお、刈草の提供にあたっては、指定する場所から各自で積込・運搬することとなります。

①寒河江出張所・・・・・・（担当区間：山形市、寒河江市、天童市、東根市、村山市
河北町、朝日町、山辺町、中山町、大江町）

〒991-0043 寒河江市大字島字島東 239

TEL 0237-86-3069

②長井出張所・・・・・・（担当区間：長井市、白鷹町）

〒993-0002 長井市屋城町 4-39

TEL 0238-88-2310

③南陽出張所・・・・・・（担当区間：米沢市、南陽市、高島町、川西町）

〒999-2232 南陽市三間通 14

TEL 0238-43-2011

2. 刈草について

- ・刈草は、1回目（6月～7月）、2回目（9月～10月）の年2回、梱包機によって梱包された状態で置いてあります。
- ・刈草には、芝、イタドリ、ヨシ等が混在しておりますので、ご了解ください。
（引き取り後の刈草に関するクレームはご遠慮ください）
- ・刈草は、作業時にゴミ等が混入しないように注意していますが、使用にあたっては十分留意願います。
- ・堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生している場合もありますので、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。

3. 提供にあたっての注意点

- ・刈草は、地域のみなさまに広く活用して頂くことを目的としておりますので、お1人での独占、無断持ち帰り等がないようにお願いします。
- ・引き取った刈草は不法投棄や、転売等営利目的に使用することを禁じます。
- ・時期や場所によっては、希望する量が確保出来ない場合がございますので、予めご了承ください。

- ・堤防上や河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行に支障にならないようお願いします。
- ・積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、責任をもって清掃してください。
- ・刈草のお持ち帰りに際しては、堤防保護のため堤防法面への車両乗り入れをしないようご注意ください。万が一、堤防を損傷させた場合は、補修費を負担して頂くことがあります。
- ・積込・運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。十分注意していただくようお願いします。
- ・万が一、事故が発生した場合は、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。